

災害ボランティアにおける

法律
問題 Q & A

関東弁護士会連合会
平成29年度シンポジウム委員会

はじめに

1995年の阪神淡路大震災では、発災直後から多くの災害ボランティアが被災地の支援活動にたずさわり、同年は「ボランティア元年」といわれるようになりました。その後に発生した新潟中越地震（2004年）、能登半島地震（2007年）、中越沖地震（2007年）、岩手・宮城内陸地震（2008年）等において、被災地に災害ボランティアセンターが設置されて、同センターが中心となって、災害ボランティアの受付、支援活動とのマッチング作業等を行った結果、災害時におけるボランティアの活動が拡がりました。そして、東日本大震災（2011年）、さらには熊本大地震（2016年）、新潟糸魚川大規模火災（2016年）において、多くの災害ボランティアの活動が被災地の支援に重要な役割を果たしたことは記憶に新しいものです。

災害ボランティアの主な活動としては、発災後の応急期では、がれきの撤去や建物内外の泥出し、避難物資の運搬提供、炊き出し等の支援、復興期では、建物の片づけや避難所・仮設住宅における被災者の生活支援があります。このような災害ボランティアの活動は、被災地の復旧・復興の大きな原動力となっています。

災害ボランティアの現場では、被災したことに起因する法律問題だけでなく、ボランティア、ボランティア団体等、様々な人々が関わり合いを持つことによる法律問題が起こりえます。ボランティア活動に関わる方々が、法律問題を意識していなかったためにトラブルが発生してしまい、ボランティア活動がかえって他人に迷惑をかけてしまうということもあります。また、法律問題の不安を抱えたままではボランティア活動が萎縮してしまいかねません。

そこで、災害ボランティア活動において起こりうる法律問題をQ&Aの形でまとめてみました。この小冊子が、災害ボランティアに関わる方々においてボランティア活動をより積極的に行えるような手助けとなれば幸いです。また巻末に法律相談の窓口として各地の弁護士会及び法テラスの連絡先を掲載しましたのでご利用ください。

※ ボランティア活動とは、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為を言うことが多く、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。ボランティアが交通費等の実費や日当等をもたらす場合もあり、この場合は有償ボランティアと言われます。この小冊子では無償ボランティアを念頭に置いています。

注) 以下では、「ボランティア」とは、「ボランティア参加者のうち、ボランティア団体の構成員ではない者」を言います。

【災害ボランティアのための Q&A】

Q1 災害ボランティアに参加してみたいです。参加方法や注意点を教えてください。

A 災害が発生した後に、被災地の社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンターが開設・運営されますので、その情報をホームページなどで調べて、災害ボランティアの登録をしましょう。

災害ボランティアと災害ボランティアセンターなどのボランティア団体との間は、ボランティアが無償のボランティア活動をするという契約関係にあるといえます（法的には「無名契約」と言います）。

災害ボランティアが活動できる状況になったとしても、災害の現場は、まだ危険な場所もありますし、また現地への交通手段も十分であるとはいえません。そのような現場であるということを十分認識して、災害ボランティアの活動をする必要があります。

災害の現場はまだ危険な場所もありますので、活動中に怪我をしてしまったり、他人の物を壊してしまったり、他人に怪我をさせてしまう危険性もあります。そのため、万が一に備え、ボランティア保険に加入しましょう。社会福祉協議会等では、「ボランティア活動保険」の案内をしていますので、ボランティア保険に加入しましょう。

災害ボランティアは自分の服装や食料などは自分で用意することが原則です。活動内容や気候などを考慮して、適切な服装で活動することが必要です。

また、ボランティアを装った窃盗犯などと間違われやすい

う、ボランティアセンターから指示された身分証を携帯したり、ビブスを着用するようにしましょう。



Q2

災害ボランティア活動中に怪我をしました。補償は受けられますか。

A

①保険による補償

災害ボランティア保険に加入していれば、保険金が支払われる場合があります。ボランティア保険に加入した団体に確認しましょう。

災害の現場には危険が潜んでいますので、活動中に怪我をしてしまう危険性もあります。そのため、万が一に備え、ボランティア保険に加入しましょう。

②ボランティア団体への請求

ボランティア団体とボランティアとは、ボランティアが無償のボランティア活動をするという契約関係にあると言えます（法的には「無名契約」と言います）。従って、ボランティア団体は、ボランティアに対し、安全に活動できるように注意すべき義務（「安全配慮義務」と言います。）を負うと考えられますので、ボランティア団体がこの安全配慮義務を怠ったことによりボランティアに損害が発生した場合には賠償責任を負います（債務不履行責任（民法415条）と言います）。例えば、大地震の現場などで、建物の倒壊による事故が相次いでいて、ボランティア団体がそのことを知っていたのに、ボランティアに注意喚起するなどしなかった場合、ボランティア団体に安全配慮義務違反があったとして、治療費などの損害について賠償責任できる場合があります。

また、次の③のように現場のリーダーが不法行為責任を負う場合、ボランティア団体がこのリーダーを使用している関係にあったとして、損害賠償請求できる場合があります（使用者責任（民法715条）と言います）。

③現場のリーダーへの請求

同じ災害ボランティアである現場のリーダーとボランティアとの間には直接の契約関係はないと言えます。

しかし、現場のリーダーは、ボランティアをまとめ、指導・監督し、その安全を確保すべき注意義務を負うと考えられます。例えば、建物の壁やブロック塀に倒壊の危険性がある場合に、現場のリーダーがそのことを知っていたのに、ボランティアに危険な箇所に入り込まないように指示するなどしなかった場合、注意義務違反として、治療費などの損害について賠償請求できる場合があると言えます（不法行為責任（民法709条）と言います）。

④建物所有者（被災者）等への請求

被災者は、通常、ボランティア団体に対して作業を依頼するので、被災者とボランティアの間には契約関係はないと考えられます。

しかし、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせた場合、土地の工作物の占有者及び所有者に対し、損害賠償請求できる場合があります（土地工作物責任（民法717条）と言います）。

この土地の工作物の所有者の責任は無過失責任とされていますが、建物倒壊の原因となった地震が通常予想されないような大きな地震である場合には、「不可抗力」として責任を負わない場合もあります。

Q3

ボランティア活動中に、他人に怪我を負わせてしまいました。どのような責任を負いますか。また、ボランティア活動中に被災者の所有物を壊してしまった場合は、どうですか。

A

①損害賠償責任

ボランティアが、自身の不注意で、被災者に怪我を負わせたり、被災者の所有物を壊した場合には、不法行為として損害賠償請求されることがあります(不法行為責任(民法709条)と言います)。

②保険による補償

上記①のように、被災者に怪我を負わせたり、被災者の所有物を壊した場合、被災者から損害賠償請求される可能性がありますので、ボランティア保険に加入しておくことが大切です。このような場合、ボランティア保険から保険金を支払ってもらえることがありますので、ボランティア保険に加入した団体に確認しましょう。

自動車を運転していて、対人・対物事故を起こした場合は、自動車保険から保険金を支払ってもらえることがあります。加入した保険会社に確認しましょう。

③刑事責任

ボランティアが、業務上必要な注意を怠ったことにより、被災者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪(刑法211条)として刑事責任を負うことがあります。また、故意に被災者の所有物を壊した場合、器物損壊罪(刑法261条)として刑事責任を負うことがあります。

Q4 ボランティアとして倒壊した塀の撤去作業を行います。 注意点を教えてください。

A 家屋や塀の倒壊で、撤去作業をする家とその隣家との境界があいまいになっている場合があります。隣家との境付近では、土地にコンクリート杭、金属釘などの「境界標」が埋設されていないかどうか確認しましょう。

境界標は、たとえ地震により位置がずれていたとしても土地の境界を特定するために役立つもので、その後の紛争の予防・解決に重要な役割を果たすものです。被災地の復興のために、可能な限りその保存に配慮し、境界標などはそのままにし、またやむを得ず撤去作業をする前には写真を撮るなど、記録を残しておきましょう。

また、境界標のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するために役立つものですので、可能な限りこれらの保存についても、留意しながら作業を行きましょう。
※法務省民事局プレスリリース（平成28年4月1日、災害復旧における境界標識の保存について）

Q5 ボランティアとして、私有地内のがれきの撤去や建物内の片付けを行います。注意点を教えてください。

A 私有地へ立ち入ったり、私有地内の物の処分をするためには、原則として被災者（所有者や占有者）の承諾が必要です。

被災者から作業依頼があった際、ボランティア団体が私有地への立入や私有地内の物の処分について包括的に承諾を得ていると思われませんが、可能であれば、被災者に立会いを求め、処分してよい物と処分してはならない物とを確認しながら、作業を行うとよいでしょう。

処分してよいか迷った場合は、被災者の心情に配慮して、「洗ってとっておきましょうか。」と尋ねるなどしましょう。

被災者に確認ができない場合には、勝手に処分せず、そのままにしておきましょう。

損害賠償責任や刑事責任については、Q3を参照してください。

Q6

倒壊したアパートの片付け作業を行います。複数の方の所有物が混在している可能性があり、どのように対処すれば良いでしょうか。

A アパートが倒壊した場合などは、がれきの中に複数の被災者の所有物が混在している可能性があります。そのような場合には持ち主（所有者）を確認して、その方に処分の方法を確認する必要があります。がれきの撤去作業を依頼された場合、事前に、被災者から貴重品の有無、保管場所等を確認した上、作業中に貴重品を発見した場所は写真等で記録しておくようにしましょう。また、可能な限り、被災者に立ち会ってもらい、作業を行うようにしましょう。

【ボランティア団体のための Q&A】

Q7

ボランティアが、ボランティア活動中に怪我をしました。
ボランティア団体としてはどのような責任を負いますか。

A

① ボランティアからの請求

ボランティア団体とボランティアとの間には、ボランティアが無償のボランティア活動をするという契約関係があります（法的には「無名契約」と言います）。したがって、ボランティア団体は、ボランティアに対し、安全に活動できるように注意すべき義務（安全配慮義務と言います。）を負うと考えられます。ボランティア団体がこの安全配慮義務に違反した場合にはボランティアに発生した損害を賠償する責任があります。例えば、建物倒壊による事故が相次いでおり、ボランティア団体がそのことを知っていたのに、ボランティアに注意喚起するなどしなかった場合、安全配慮義務違反として、治療費などの損害について賠償請求されることがあります（債務不履行責任（民法415条）と言います）。

また、現場のリーダーが不法行為責任を負う場合、ボランティア団体がこのリーダーを使用しているとして、損害賠償請求されることがあります（使用者責任（民法715条）と言います）。

② 保険による補償

上記①のように、ボランティアがボランティア活動中に怪我をした場合、ボランティアから損害賠償請求される可能性がありますので、ボランティア団体としてもボランティア保険に加入しておくことが大切です。このような場合、ボランティア保険から保険金を支払ってもらえることがありますので、ボランティア保険に加入した団体に確認しましょう。

Q8

ボランティアが、ボランティア活動中に、被災者に怪我を負わせてしまいました。ボランティア団体はどのような責任を負いますか。また、ボランティアが、ボランティア活動中に被災者の所有物を壊してしまった場合にはどのような責任を負いますか。

A ①被災者からの請求

ボランティア団体と被災者との間には、ボランティア団体が無償でボランティア活動をするという契約関係がある場合があります（法的には「無名契約」と言います）。したがって、ボランティア団体は、被災者に対し、被災者の生命・身体・財産等を傷付けないように注意すべき義務（安全配慮義務と言います。）を負うと考えられます。ボランティアは、ボランティア団体のボランティア活動をする義務の履行を補助する者ですから、ボランティアが、ボランティア活動中に、不注意で、被災者に怪我を負わせてしまったり、被災者の所有物を壊してしまったりした場合、安全配慮義務違反として、損害賠償請求されることがあります（債務不履行責任（民法415条）と言います）。

②保険による補償

上記①のように、ボランティアが、ボランティア活動中に、被災者に怪我を負わせたり、被災者の所有物を壊してしまったりした場合、被災者から損害賠償請求される可能性がありますので、ボランティア保険に加入しておくことが大切です。このような場合、ボランティア保険から保険金を支払ってもらえることがありますので、ボランティア保険に加入した団体に確認しましょう。

Q9

被災者からがれきの撤去や建物内の片付けの依頼がありました。ボランティアにがれきの撤去や建物内の片付けをさせる際の注意点を教えてください。

A 所有者や占有者の承諾がなければ、私有地への立入や私有地内の物の処分はできません。被災者から依頼があった際、私有地への立入や私有地内の物の処分について承諾を得ましょう。

また、無断立ち入り等でないことが確認できるよう、ボランティアには、身分証の携帯やビブスの着用をしてもらうようにしましょう。

Q10 「被災者に渡して欲しい」ということで、物資や金銭を受け取りました。これらの取り扱いについての注意点を教えてください。

A ボランティア団体と物資や金銭を提供した者との間には、ボランティア団体が被災者に物資や金銭を渡すという委託を受け、これを無償で行うという契約関係があると言えます（法的には「委任契約」（民法643条）ないし「準委任契約」（民法656条）と言います）。ボランティア団体は、「被災者に渡して欲しい」ということで物資や金銭を受け取った場合、物資や金銭そのものを被災者に渡さなければなりません。余った物資を寄付したり、廃棄したりする場合や、金銭で被災者が使う物資を買う場合などに備え、あらかじめ、物資や金銭を受け取る際に、「被災者に物資を渡せなかった場合、ボランティア団体の判断で処分することを了解する」、「被災者のために有益なものに金銭を使用することを了解する」など、包括的な了解をとるべきです。

Q11 ボランティアにお礼として金銭を支払う必要はありますか。

A ボランティア活動とは、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為を指して言うことが多く、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。しかし、ボランティア活動は必ずしも無償である必要はなく、ボランティアが交通費等の実費や日当等をもらう場合もあり、このような場合は有償ボランティアと言われます。ボランティア活動は、その活動の性格として無償性を上げられますが、必ずしも無償でなければいけないものではありませんので、ボランティアに対して、交通費等の実費や日当を支払うかどうかはボランティア団体とボランティアとの間の契約の内容(募集の要綱)によるものと言えます。

Q12 ボランティアや退会した会員の個人情報は、どのように取り扱ったら良いでしょうか。いつまで保管しておけばよいのでしょうか。

A ボランティア団体の個人情報の管理には、個人情報保護法が適用されます。同法19条は、個人情報データベース等を構成する個人情報につき、情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない旨を定めています。

したがって、ボランティア活動の終了又は会員の退会により利用することなくなった個人情報は、保管せずに廃棄すべきでしょう。ボランティア受付時の申込書やボランティア団体の会規等に利用目的を明示し、ボランティア活動の終了や会員の退会時にはその個人情報を廃棄することをあらかじめ明示しておくが良いでしょう。

なお、個人情報を廃棄する場合、その方法にも配慮が必要です。同法20条は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるよう求めています。したがって、個人情報が記載された書面等を廃棄する場合には、焼却や裁断など、当該記載に関して特定の個人を識別できないような形で行いましょう。

Q13 災害救助ボランティアのNPO法人の理事には、どのような責任がありますか。

A 理事個人とNPO法人とは別の法人格ですので、理事がNPO法人の負う責任を当然に負うわけではありません。例えばNPO法人の負債や損害賠償責任について理事個人が当然に責任を負うことはありません。

しかし、理事が職務を行うにあたり、故意又は過失により第三者に対して損害を生じさせた場合には、理事個人も損害賠償責任を負うことになります（民法709条）。

また理事とNPO法人の間には、委任契約が存在すると考えられます。そのため、受任者である理事は、委任者であるNPO法人に対して、善良な管理者として職務を行う義務（善管注意義務。民法644条）を負っています。理事がこのような善管注意義務に反して、NPO法人に損害を生じさせたときは、理事はNPO法人に対して損害賠償義務を負います。

【被災者のための Q&A】

Q14 自宅の壁が崩れ、ボランティアが怪我をしました。補償をしなければなりませんか。

A 家の壁や屋根は土地の工作物にあたります。土地の工作物の設置又は保存に「瑕疵」（その物がその種類において本来備えているべき性状、設備を欠いていること）があった場合、一次的には占有者が、占有者に注意義務違反がない場合は所有者が賠償責任を負います（民法717条）。

特に所有者の責任は無過失責任とされており、「瑕疵」について何らの落ち度がなくても責任を負うのが原則です。

そのため、自宅が借家などの場合には、自宅の壁が通常有すべき安全性を欠いたことに注意義務違反がある場合にのみ賠償責任を負い、持ち家である場合には安全性を欠いたことに何らの落ち度がなくても賠償責任を負います。

ただし、所有者である場合でも、倒壊の原因となった地震が通常予想されないような大きな地震である場合には、「不可抗力」として責任を免れることがあります。

Q15 ボランティアに怪我を負わされました。補償を請求できますか。また、ボランティアに所有物を壊された場合は、どうですか。

A ①ボランティアに対する請求

被災者は、通常、ボランティア団体に対して作業を依頼するので、被災者とボランティアの間には契約関係がないと考えられます。

ボランティアが、不注意で、被災者に怪我を負わせたり、被災者の所有物を壊した場合、不法行為として、損害賠償請求できることがあります（不法行為責任（民法709条）と言います）。

②ボランティア団体に対する請求

ボランティア団体と被災者との間には、ボランティア団体が無償でボランティア活動をするという契約関係がある場合があります（法的には「無名契約」と言います）。ボランティア団体は、被災者に対し、被災者の生命・身体・財産等を傷付けないように注意すべき義務（安全配慮義務と言います。）を負うと考えられます。ボランティアは、ボランティア団体のボランティア活動をする義務の履行を補助する者ですから、ボランティアが、ボランティア活動中に、不注意で、被災者に怪我を負わせたり、被災者の所有物を壊してしまった場合、安全配慮義務違反として、損害賠償請求できることがあります（債務不履行責任（民法415条）と言います）。

全国弁護士会一覧

札幌弁護士会	〒060-0001 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	TEL 011-281-2428
函館弁護士会	〒040-0031 函館市上新川町1-3	TEL 0138-41-0232
旭川弁護士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	TEL 0166-51-9527
釧路弁護士会	〒085-0824 釧路市柏木町4番3号	TEL 0154-41-0214
仙台弁護士会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	TEL 022-223-1001
福島県弁護士会	〒960-8115 福島市山下町4-24	TEL 024-534-2334
山形県弁護士会	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	TEL 023-622-2234
岩手弁護士会	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館 (サンビル) 2階	TEL 019-651-5095
秋田弁護士会	〒010-0951 秋田市山王6-2-7	TEL 018-862-3770
青森県弁護士会	〒030-0861 青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	TEL 017-777-7285
東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	TEL 03-3581-2201
第一東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	TEL 03-3595-8585
第二東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	TEL 03-3581-2255
神奈川県弁護士会	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	TEL 045-211-7707
埼玉弁護士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	TEL 048-863-5255
千葉県弁護士会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	TEL 043-227-8431
茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	TEL 029-221-3501
栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番6号	TEL 028-689-9000
群馬弁護士会	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	TEL 027-233-4804
静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	TEL 054-252-0008
山梨県弁護士会	〒400-0032 甲府市中央1-8-7	TEL 055-235-7202
長野県弁護士会	〒380-0872 長野市妻科432	TEL 026-232-2104
新潟県弁護士会	〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	TEL 025-222-5533
愛知県弁護士会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	TEL 052-203-1651
三重弁護士会	〒514-0032 津市中央3-23	TEL 059-228-2232
岐阜県弁護士会	〒500-8811 岐阜市端詰町22	TEL 058-265-0020

福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	TEL 0776-23-5255
金沢弁護士会	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	TEL 076-221-0242
富山県弁護士会	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	TEL 076-421-4811
大阪弁護士会	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	TEL 06-6364-0251
京都弁護士会	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	TEL 075-231-2378
兵庫県弁護士会	〒650-0016 神戸市中央区橘通1-4-3	TEL 078-341-7061
奈良弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22番地の1	TEL 0742-22-2035
滋賀弁護士会	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	TEL 077-522-2013
和歌山弁護士会	〒640-8144 和歌山市四番丁5番地	TEL 073-422-4580
広島弁護士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号	TEL 082-228-0230
山口県弁護士会	〒753-0045 山口市黄金町2-15	TEL 083-922-0087
岡山弁護士会	〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号	TEL 086-223-4401
鳥取県弁護士会	〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	TEL 0857-22-3912
島根県弁護士会	〒690-0886 松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	TEL 0852-21-3225
香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	TEL 087-822-3693
徳島弁護士会	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31	TEL 088-652-5768
高知弁護士会	〒780-0928 高知市越前町1-5-7	TEL 088-872-0324
愛媛弁護士会	〒790-0003 松山市三番町4-8-8	TEL 089-941-6279
福岡県弁護士会	〒810-0043 福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	TEL 092-741-6416
佐賀県弁護士会	〒840-0833 佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館	TEL 0952-24-3411
長崎県弁護士会	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎 MS ビル4階	TEL 095-824-3903
大分県弁護士会	〒870-0047 大分市中島西1-3-14	TEL 097-536-1458
熊本県弁護士会	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	TEL 096-325-0913
鹿児島県弁護士会	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3	TEL 099-226-3765
宮崎県弁護士会	〒880-0803 宮崎市旭1-8-45	TEL 0985-22-2466
沖縄弁護士会	〒900-0014 那覇市松尾2-2-26-6	TEL 098-865-3737

日本司法支援センター（法テラス）地方事務所一覧（平成26年9月現在）

コールセンター（お問い合わせはこちらへ） 0570-078374
平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

	郵便番号	住所	電話番号
北海道	札幌	060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555
	函館	040-0063 函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560
	旭川	070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TK フロンティアビル6F	0503383-5566
	釧路	085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
東北	宮城	980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
	福島	960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル 4F	0503383-5540
	山形	990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8F	0503383-5544
	岩手	020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
	秋田	010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
	青森	030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
	東京	160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
関東	神奈川	231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
	埼玉	330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
	千葉	260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
	茨城	310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
	栃木	320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮 NI ビル2F	0503383-5395
	群馬	371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
	静岡	420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2F	0503383-5400
	山梨	400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIX ビル1F・2F	0503383-5411
	長野	380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4F	0503383-5415
	新潟	951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420

	郵便番号	住所	電話番号
中部	愛知	460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F	0503383-5460
	三重	514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470
	岐阜	500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
	福井	910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475
	石川	920-0937 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
	富山	930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
近畿	大阪	530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
	京都	604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
	兵庫	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440
	奈良	630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
	滋賀	520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
	和歌山	640-8155 和歌山市九番丁15 九番丁 MG ビル6F	0503383-5457
中国地方	広島	730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485
	山口	753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490
	岡山	700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
	鳥取	680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
	島根	690-0884 松江市南田町60	0503383-5500
四国	香川	760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
	徳島	770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575
	高知	780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
	愛媛	790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580
九州	福岡	810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
	佐賀	840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510
	長崎	850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515
	大分	870-0045 大分市城崎町2-1-7	0503383-5520
	熊本	860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522
	鹿児島	892-0828 鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0503383-5525
	宮崎	880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530
	沖縄	900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533

災害ボランティアにおける 法律問題 Q & A

発行日 2017年9月29日
発行者 関東弁護士会連合会
東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階
電話 03-3581-3838
印刷 株式会社キリシマ印刷

